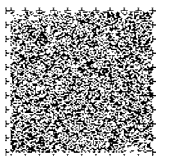
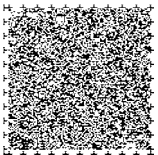


◆ 第4章 第4期世田谷区障害福祉計画





1. 計画の位置づけと策定期間

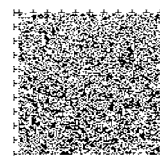
- 第4期世田谷区障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。
- 今回の第4期障害福祉計画は、第3期（平成24年度～平成26年度）に係る年度ごとのサービス見込量についての達成状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえて内容を見直し、平成27年度から平成29年度までの計画を定めます。

《計画期間と見直し》

平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
第3期計画期間			第4期計画期間			第5期計画期間		
第2期の実績及びつなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、数値目標及びサービス見込量を設定			第3期の実績及び障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、数値目標及びサービス見込量を設定			第4期の実績を踏まえ、第5期計画を策定		

2. 計画の対象

- 障害者基本法に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある区民を対象とします。高次脳機能障害や難病患者を含みます。



3. 計画の内容

(1) 記載すべき事項

○第4期障害福祉計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）が定められており、数値目標及び必要なサービス量・確保のための方策を定める必要があります。

(2) サービスの必要な量の見込みとその見込量を確保するための方策

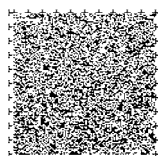
○平成27年度から平成29年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。また、児童福祉法における障害児への通所サービス及び相談支援についても、同様に見込量等を定めます。

(3) 地域生活支援事業の実施に関する事項

○平成27年度から平成29年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

(4) 推進体制、評価・検証

○成果目標及び活動指標については、PDCA サイクルのプロセスに基づき、年1回以上その実績を把握し、庁内関係所管による検討部会、連絡調整会議等で評価・検証を行います。また、世田谷区自立支援協議会に定期的に情報を提供し、進捗状況について意見をいただきます。その後、世田谷区地域保健福祉審議会、及びその部会である世田谷区障害者施策推進協議会に実績を報告・協議し、計画の進行管理を行います。国や都の障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、評価・検証を行い、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。



4. 第3期障害福祉計画の実施状況と課題

(1) 障害福祉サービスの実施状況と課題

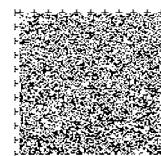
① 障害者総合支援法による事業

《訪問系サービス》

- 国において、障害の重度化・重複化、高齢化に対応する地域における居住の支援やサービス提供体制の在り方、専門的ケア方法の確立及び強度行動障害のある人等への適切な支援の在り方等についての検討が行われています。
- 居宅介護・重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用実績は、計画目標を上回っています。

《日中活動系サービス》

- 生活介護の利用実績は、ほぼ計画目標通りとなっています。
- 自立訓練（機能訓練）の利用実績は年により変動があり、26年度は計画を下回っています。自立訓練（生活訓練）の利用実績は、計画目標を大きく上回っています。
- 就労移行支援の利用実績は、身体及び精神障害者の利用は増加傾向にありますが、知的障害者の利用は減少傾向にあり、合計では計画目標を下回っています。身体障害者は、区内のパソコンを活用し在宅就労を目指す就労移行事業所や、区外の障害特性に応じた就労支援を行う事業所の利用が増えています。精神障害者の区外事業所の利用が増えています。
- 障害者の就労支援の強化に向けて、施設と就労支援センターの連携強化や3所一体化（すきっぷ就労相談室、クローバー、分室そしがや）を図るなど、相談から職場定着まで支援力向上に取り組んでおり、今後も、施設利用者を対象とした研修プログラムの充実や企業向け定着支援等を充実していく必要があります。
- 就労継続支援（A型）の利用実績は、計画目標を大きく上回っており、区外事業所の利用が増えています。就労継続支援（B型）の利用実績は、ほぼ計画目標に近い実績となっています。
- 平成25年から、区内の就労継続支援（B型）事業所の工賃向上を目的とした「経営コンサルタント派遣等事業」を開始しました。障害者優先調達推進法による働きかけも含め、官公需の拡大を図るとともに、引き続き、工賃向上に向けた取組みを進める必要があります。
- 障害者雇用促進協議会では、「障害者雇用支援プログラム」の実施等により企業への障害理解の啓発と雇用促進を図っています（実参加企業 24年度73社、25年度90社）。参加企業数は、年々拡大しており、障害者就労支援センターによる企業支援、雇用促進、職場定着支援につなげていく必要があります。



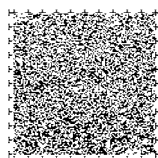
- 平成22年度から実施している世田谷区チャレンジ雇用は、図書館、保育園等に毎年3～6人を雇用しており、平成25年度からは本庁舎内での雇用を実施しています。チャレンジ雇用終了者は、本事業の実務経験を通じて一般企業等への就労を実現しており、今後も、雇用人数、受け入れ職場の拡大に取り組んでいく必要があります。
- 知的に遅れのない発達障害者に対する支援を拡充するため、平成27年3月に発達障害者就労支援センター「ゆに（UNI）」を開設しました。また、若者総合支援センターと連携し、発達障害特性が原因で就労につながりにくい若者に自己認知促進プログラム（「みつけば！」）を実施しています。今後も、発達障害者の相談・交流の場の充実を図る必要があります。
- 療養介護の利用実績は、ほぼ計画目標通りとなっています。
- 短期入所の利用実績は、計画目標を上回っています。平成26年度に民間の短期入所施設が1か所開設しました。引き続き、重度障害者を受け入れる基盤の確保とともに、ショートステイの基盤整備を図る必要があります。

《居住系サービス》

- 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の利用実績は、ほぼ計画目標通りとなっています。平成26年度に新たなグループホーム5か所が開設しました。
- 施設入所支援の利用実績は、ほぼ計画目標通りとなっています。
- 引き続き、公有地活用による基盤増を図るとともに、事業者が民間物件を活用したグループホームの基盤整備を進められるよう、さらなる検討を進める必要があります。
- 「グループホーム向け住宅情報」については、平成24年度より、不動産事業者から民間物件の情報を数件受けましたが、整備に適した物件がなく、実際の整備に結びつきませんでした。「グループホーム向け住宅情報」の役割を見直すなど、事業者を対象とした効果的な情報提供方法の検討が課題です。

《相談支援》

- 平成26年12月現在、特定相談支援事業者19か所、一般相談支援事業者6か所、指定障害児相談支援事業所11か所を相談支援事業者として指定しました。
- サービス等利用計画の作成件数は、計画目標を下回っており、対象者数に対し相談支援事業者が少ないこと、対象者数が増加していること等が要因となっています。
- サービス等利用計画の作成の促進を図るため、相談支援事業者及び相談支援専門員の拡充が大きな課題となっています。



○平成19年度から、自立支援協議会を設置し、活動してきました。平成24年度から、自立支援協議会が法定化されたことに伴い、「関係機関のネットワーク構築」「社会資源開発・改善」「支援体制に係る課題整理」などを所掌事項として明示し、活動を推進しています。

② 児童福祉法による事業

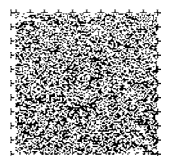
○児童発達支援センターの設置を3か所と予定していましたが、平成26年12月現在、2か所となっています。当初設置を想定していた物件について、施設要件を満たせなかったことが要因です。

○児童発達支援事業は、平成26年12月現在、14か所となっており、計画目標を上回っています。今後も、利用する児童やその家族への支援を行う身近な療育の場としての充実を図るとともに、児童発達支援を受けた児童については、引き続き、就学してからの個別継続相談を行っていく必要があります。

○成長の記録とともに配慮を要する児童の発達状況や支援情報をまとめる「スマイルブック」の活用促進を図るとともに、各保健福祉課に発達支援コーディネーター(心理士)を配置し、支援情報の引継ぎや関係機関のネットワーク作りを推進しています。引き続き、子どものライフステージに応じて途切れのない支援を充実していく必要があります。

○放課後等デイサービスは、平成26年12月現在、15か所となっており、計画目標を上回っています。障害のある子どもの放課後の居場所については、放課後等デイサービスと新BOP(BOP・学童クラブ)など、利用場所の選択・決定などの仕組みづくりを含めて整理していく必要があります。

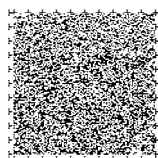
○平成26年12月現在、指定障害児相談支援事業所を11か所指定し、相談支援体制の整備を図るとともに、相談支援事業者連絡会の開催を通してネットワークの構築に取り組んでいます。今後も、家族が安心して障害のある子どもを支えられるよう、途切れのない相談支援を充実していく必要があります。



第3期障害福祉計画の実績

障害福祉サービスの見込量(計画:1ヶ月あたりの数、実績:年間実績の月平均)

サービス名	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込 (26年4~12月平均)	
訪問系サービス	居宅介護						
	重度訪問介護	61,533	59,419	62,812	61,265	64,128	
	同行援護						
	行動援護						
重度障害者等包括支援	利用者数 1,087 人	利用者数 913 人	利用者数 1,126 人	利用者数 981 人	利用者数 1,166 人	利用者数 1,001 人	
日中活動系サービス	生活介護	1,045 人 × 20 日分	1,080 人 × 18 日分	1,070 人 × 20 日分	1,082 人 × 18 日分	1,094 人 × 20 日分	1,105 人 18 日分
	自立訓練 (機能訓練)	42 人 × 6 日分	29 人 × 8 日分	42 人 × 6 日分	26 人 × 9 日分	42 人 × 6 日分	32 人 × 7 日分
	自立訓練 (生活訓練)	39 人 × 8 日分	50 人 × 10 日分	39 人 × 8 日分	58 人 × 9 日分	39 人 × 8 日分	66 人 × 10 日分
	就労移行支援	165 人 × 20 日分	188 人 × 13 日分	165 人 × 20 日分	176 人 × 15 日分	165 人 × 20 日分	168 人 × 16 日分
	就労継続支援 (A型)	17 人 × 20 日分	15 人 × 16 日分	21 人 × 20 日分	38 人 × 17 日分	24 人 × 20 日分	41 人 × 16 日分
	就労継続支援 (B型)	899 人 × 20 日分	922 人 × 14 日分	928 人 × 20 日分	925 人 × 15 日分	960 人 × 20 日分	949 人 × 18 日分
	療養介護	64 人	64 人	66 人	64 人	68 人	64 人
	短期入所	218 人 × 7 日分	278 人 × 6 日分	226 人 × 7 日分	323 人 × 6 日分	253 人 × 7 日分	363 人 × 6 日分
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)						
	共同生活介護 (ケアホーム)	242 人分	240 人分	266 人分	261 人分	290 人分	275 人分
	施設入所支援	465 人分	473 人分	465 人分	460 人分	465 人分	455 人分
相談支援	計画相談支援 (個別計画作成)	253 人	44 人	596 人	190 人	1,080 人	287 人
	地域移行支援	22 人	14 人	19 人	11 人	16 人	7 人
	地域定着支援	22 人	10 人	34 人	9 人	46 人	11 人



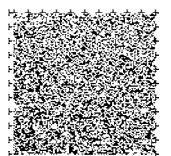
(2) 地域生活支援事業の実施状況と課題

① 必須事業

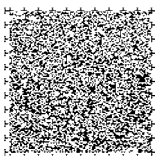
- 平成24年度に基幹相談支援センター1か所、平成25年度に区内5地域に地域障害者相談支援センターを設置し、相談体制の整備を図っています。今後はそれぞれの機能の充実を図る必要があります。
- 成年後見制度利用支援事業については、計画を上回る2件の実績がありましたが、全体として知的障害者及び精神障害者による申立件数が少ないため、今後も成年後見制度についての理解・周知を図り、利用を促進していく必要があります。
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用実績は、計画目標を下回っているものの増加傾向にあります。手話通訳者等の派遣件数の伸びは、それほど急激ではないものの、回数制限の見直しについて検討する必要があります。
- 庁舎への手話通訳者の設置実績は、計画目標通りとなっています。
- 日常生活用具給付等事業の利用実績は、計画目標を下回っており、排泄管理支援用具が全体の6割を占めています。引き続き、支給品目の見直し検討を行っていく必要があります。また、品目別では、排泄管理支援用具の利用者負担について、軽減の要望があり、その必要性について検討する必要があります。住宅改修の利用実績は、計画目標を大きく上回っています。
- 移動支援事業は、平成26年12月現在、170か所で実施しており、利用実績は、計画目標を上回っています。制度の拡充への要望が、複数の団体から寄せられており、移動支援についての国における検討の結果を踏まえ、制度の拡充を検討する必要があります。
- 地域活動支援センター事業は、平成26年12月現在、Ⅰ型が2か所、Ⅱ型が2か所で実施しており、サービス利用実績は、Ⅰ型は計画目標通り、Ⅱ型は計画目標を下回っています。Ⅱ型は、活動内容の実際等を踏まえ、就労継続支援事業B型など個別給付事業への移行を促し、安定した事業運営とサービスの質の向上を図る必要があります。

② その他の事業

- 日中一時支援事業（日中ショートステイ）は、10か所で実施しており、利用実績は計画目標を上回っています。障害者（児）の家族の休息等のため、引き続き、基盤増に取り組む必要があります。
- 訪問入浴サービス事業の利用実績は、計画目標を下回っており、ホームヘルパーによる入浴で代替できたことも一因と考えられます。



- 自動車運転免許取得・改造助成事業の利用実績は、計画目標を下回っていますが、利用者は増加傾向にあるため、継続して事業を実施する必要があります。
- 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業の利用実績は、計画目標を下回っており、対象範囲が狭くなっていることが原因と考えられます。就職支度金については、平成25年度をもって廃止しました。今後も、国の地域生活支援事業見直しの動向を注視していきます。
- 情報面においては、文書の点訳・音声コード化、声の広報・点字広報の発行、視覚障害者・聴覚障害者に配慮したホームページの運営等に取り組んでいます。点字・声の広報等発行事業の利用人数の実績は、ほぼ計画目標どおりとなっています。
- 奉仕員養成研修事業として手話講習会の開催、手話通訳者への研修を行っています。利用実績は、計画目標を下回っていますが、利用実績は増加傾向にあります。引き続き、事業の周知に努めます。
- 福祉ホーム事業の利用実績は、計画目標を下回っていますが、年15～18人が利用しています。今後、障害者の住まいの場の1つとして利用が促進されるよう、事業者と調整を図る必要があります。

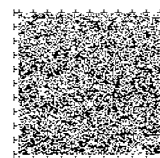


第3期障害福祉計画の実績
地域生活支援事業の見込量(1年あたり)

事業名	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込 (平成26年4～12月)
(1)相談支援事業						
①障害者相談支援事業 (実施箇所数)	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
基幹相談支援センター (設置の有無)	有	有	有	有	有	有
②住宅入居等支援事業 (実施の有無)	有	有	有	有	有	有
(2)成年後見制度利用支援事業 (利用者数/年)	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	2 人
(3)コミュニケーション支援事業						
①手話通訳者・要約筆記者派遣 (利用者数/年)	188 人	143 人	205 人	159 人	222 人	171 人
②手話通訳者設置事業 (実設置者数)	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
(4)日常生活用具給付等事業 (件数/年)	1,594 件(計)	1,429 件(計)	1,655 件(計)	1,520 件(計)	1,716 件(計)	1,376 件(計)
①介護・訓練支援用具 (件数/年)	64 件	78 件	66 件	57 件	68 件	54 件
②自立生活支援用具 (件数/年)	176 件	155 件	184 件	169 件	192 件	138 件
③在宅療養等支援用具 (件数/年)	100 件	87 件	105 件	126 件	110 件	133 件
④情報・意思疎通支援用具 (件数/年)	180 件	136 件	194 件	214 件	208 件	144 件
⑤排泄管理支援用具 (件数/年)	1,041 件	944 件	1,071 件	928 件	1,101 件	851 件
⑥住宅改修 (件数/年)	33 件	29 件	35 件	26 件	37 件	56 件
(5)移動支援事業 (実施箇所数)	143 箇所	160 箇所	154 箇所	166 箇所	163 箇所	170 箇所
(利用者数/年)	595 人	855 人	669 人	995 人	743 人	1101 人
(利用時間数/年)	73,098 時間	122,346 時間	82,189 時間	141,813 時間	91,280 時間	161,886 時間
(6)地域活動支援センター						
地域活動支援センター(Ⅰ型) (実施箇所数)	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
(利用者数/年)	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
地域活動支援センター(Ⅱ型) (実施箇所数)	3 箇所	3 箇所	3 箇所	2 箇所	3 箇所	2 箇所
(利用者数/年)	60 人	60 人	60 人	40 人	60 人	40 人
日中一時支援事業 (実施箇所数)	11 箇所	12 箇所	8 箇所	9 箇所	8 箇所	10 箇所
(利用者数/年)	14,350 人	12,390 人	1,400 人	1,149 人	1,400 人	1,421 人
訪問入浴サービス事業 (利用者数/年)	108 人	92 人	113 人	91 人	118 人	96 人
自動車運転免許取得・改造助成事業 (利用者数/年)	25 人	12 人	25 人	16 人	25 人	20 人
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 (利用者数/年)	93 人	78 人	91 人	76 人	89 人	70 人
点字・声の広報等発行事業 (利用者数/年)	240 人	202 人	240 人	250 人	240 人	226 人
奉仕員養成研修事業 (修了者数)	385 人	250 人	385 人	271 人	385 人	312 人
福祉ホーム事業 (利用者数/年)	20 人	16 人	20 人	16 人	20 人	18 人

必須事業

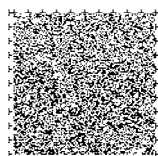
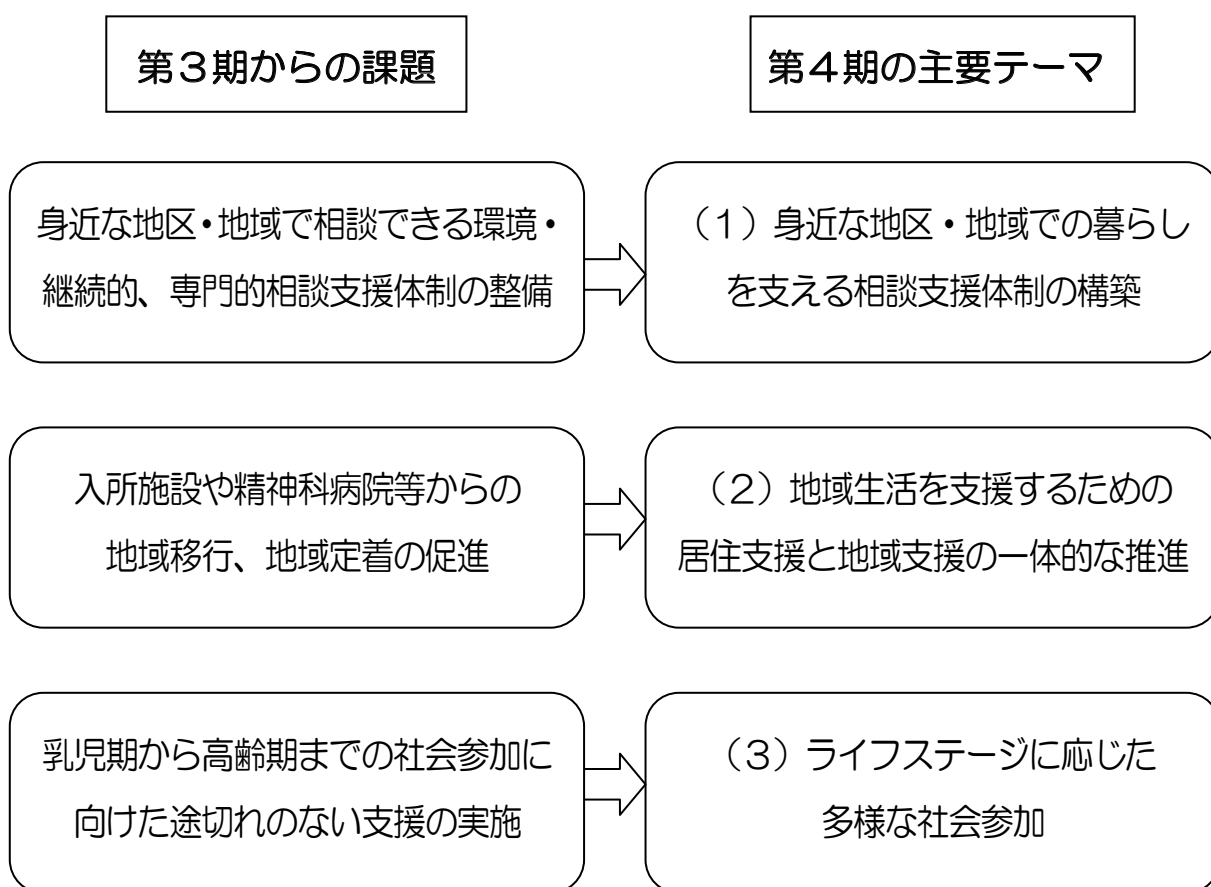
その他事業



5. 第4期障害福祉計画の主要テーマ

第4期障害福祉計画を策定するにあたって、第3期障害福祉計画の評価検証を行う中で、「障害者（児）をはじめ誰もが身近な地区・地域で相談できる環境の整備と併せて、継続的、専門的な相談支援が必要な人への対応を図るべきである」、「入所施設や精神科病院等からの地域移行、地域定着を進める必要がある」、「乳児期から高齢期までライフステージに応じた多様な社会参加に向けた途切れのない支援を行う必要がある」という、3つの課題が明確になってきました。

そこで、この3つの課題を解決するための3つの主要テーマ「身近な地区・地域での暮らしを支える相談支援体制の構築」「地域生活を支援するための居住支援と地域支援の一体的な推進」「ライフステージに応じた多様な社会参加」を設定し、第4期障害福祉計画の計画期間で取り組んでいきます。



(1) 身近な地区・地域での暮らしを支える相談支援体制の構築

① 現状と課題

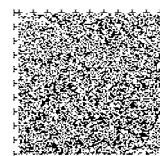
- 障害者(児)やその家族にとっての身近な地区での相談支援を担うべき指定特定相談支援事業者等について、利用者数に比して事業者数がまだ十分ではないため、その機能を発揮できていない状況にあります。
- サービス等利用計画等の対象者数について、第3期障害福祉計画策定時には約5,000人と想定していましたが、平成26年3月末時点で5,800人を上回るなど、今後も引き続き増加の傾向が見込まれるため、指定特定相談支援事業者や相談支援専門員等のさらなる拡充を図る必要があります。
- 区では、あんしんすこやかセンターの相談対象を障害者や子育て家庭などに拡大するとともに、出張所・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会の三者が連携して、身近な地域での相談支援の強化や地域資源の開発等に取り組む地域包括ケアの地区展開を図っています。障害者(児)の相談支援体制についても、地域包括ケアシステムの構築に向けて、その役割・機能の見直しを図る必要があります。
- 事業者間のネットワークについては、5つの地域のエリア自立支援協議会や地域移行部会等の活動の中で構築されつつありますが、相談支援の充実に向けては、さらなる強化が必要です。

② 今後の方向性

- 障害者(児)やその家族が、障害福祉サービスを引き続き安定して利用できるよう、サービス等利用計画等の作成促進に向けた体制整備を図っていきます。
- 指定特定相談支援事業者や指定障害児相談支援事業者等が、身近な地区での相談支援を円滑に実施できるよう、基幹相談支援センター、地域障害者相談支援センター、総合支所等によるバックアップ体制の充実を図ります。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域障害者相談支援センターを地域における障害者(児)の包括的・継続的ケアマネジメント支援の中核機関として位置づけ、役割・機能の強化を図ります。
- 各相談支援機関が、様々な相談に応じ適切なサービスや制度につなげるなどの総合的な支援を実施できるよう、区内の相談支援人材の育成を図るとともに、事業者間のネットワークの強化を図っていきます。

③ 主な取組み

- 指定特定相談支援事業者等の参入促進や相談支援専門員の拡充を図るなど、サービス等利用計画等の作成促進に向けた体制整備に取り組みます。



- 基幹相談支援センターが実施するケアマネジメント研修をより実践で活用できるよう充実させ、区内の相談支援人材のスキルアップを図ります。
- 相談支援事業者連絡会や自立支援協議会等を通じて、引き続き地域の事業者のネットワークづくりを進めるとともに、地域で抱える困難事例等の検討を重ね、地域の課題を抽出・整理し、課題解決に向けた提案・提言につなげます。
- 地域障害者相談支援センターを、あんしんすこやかセンターをはじめとする多分野の関係機関が参加・協議する地域ケア会議のコアメンバーに位置づけ、自立支援協議会等を通じて抽出された地域課題の共有を図るとともに、障害分野を超えて多分野に渡る地域課題の共有・解決を図ります。

相談支援の種類と役割

<基幹相談支援センター>

世田谷区の相談支援事業の中核機関として、相談事業の統括、相談支援を担う人材の育成、自立支援協議会の運営等を担う。

<地域障害者相談支援センター>

各総合支所地域内の相談支援事業者に対する各種支援、エリア自立支援協議会の運営支援等を行う。地域における障害者（児）の包括的・継続的ケアマネジメント支援の中核機関として機能する。

<指定特定相談支援事業者>

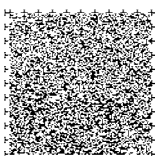
障害者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、関係機関との連絡調整、その他の便宜の総合的な供与を行う基本相談及びサービス等利用計画の作成等を行う。

<指定障害児相談支援事業者>

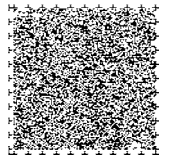
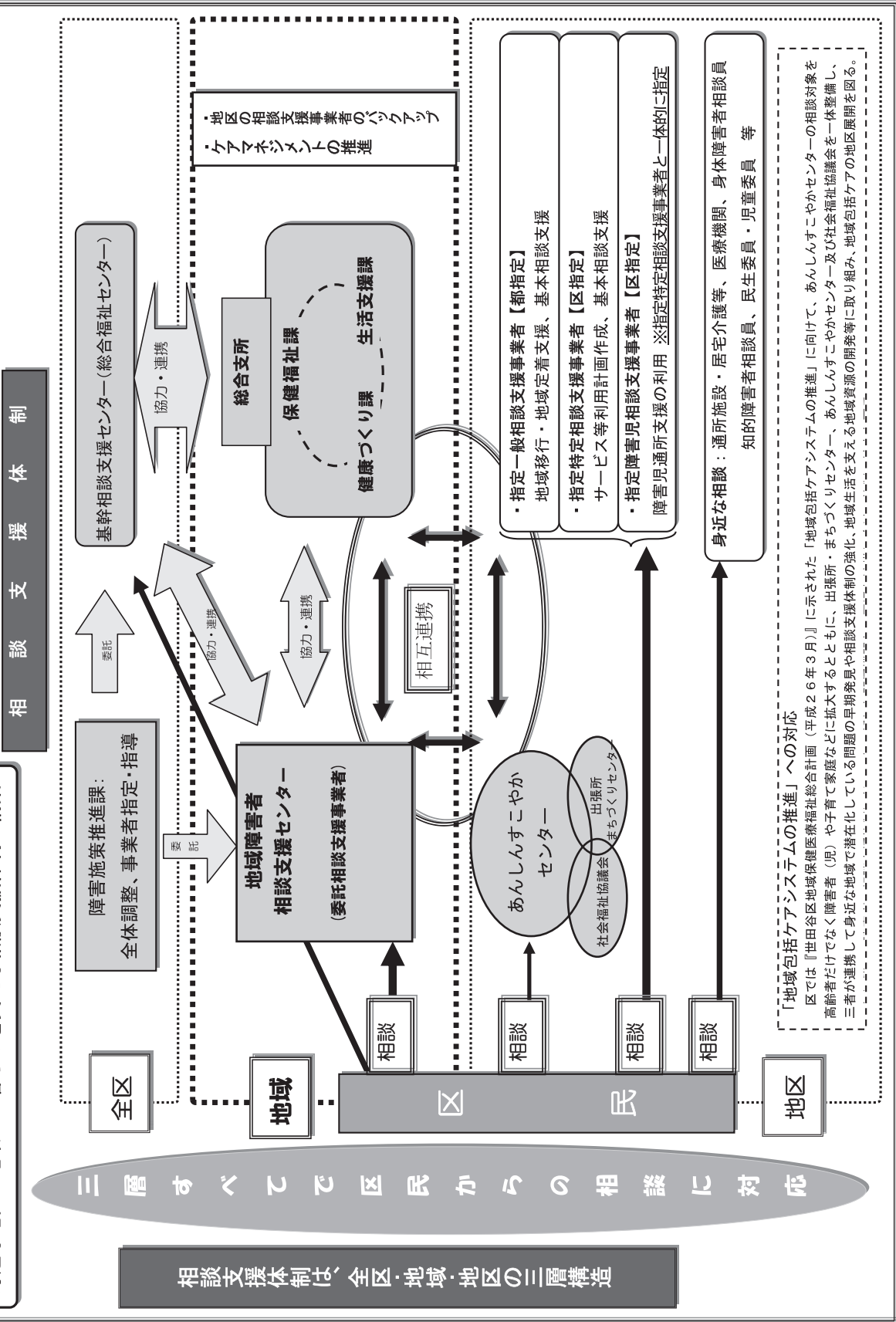
指定特定相談支援事業者に併設され、障害児通所支援希望者に対する障害児支援利用計画の作成、計画のモニタリング（検証）等を行う。

<指定一般相談支援事業者>

入所・入院している障害者の地域生活移行に関する相談対応等（地域移行支援）及び居宅生活で生活する障害者に対する相談対応等（地域定着支援）、その他の便宜供与を行う。



身近な地区・地域での暮らしを支える相談支援体制の構築



コラム 「支援者に求められること（意思決定を支える）」

1. 障害のある人ってどのような人？

私は障害当事者であるとともに、長年支援者としての活動も行ってきた。今日はその経験を踏まえ、支援者に求められていることをテーマに話してみたい。

まず、当たり前なことだが、障害のある人は自分たちと同じ人間であり、喜びや悲しみ等の感情を持っている。また、人間としての尊厳の大切さは、健常者と何ら変わるものではない。でもこの当たり前のことを、ともすれば私たち支援者は忘れがちになり、上から目線の対応に陥ってしまう。改めて私は自戒を込めて、重い障害のある人も自分たちと同じ人間だということを、支援の出発点にしたいと考える。

従来の支援では、障害種別ごとの障害特性に着目した支援が行われてきたが、それではそれぞれの障害の本当の原因はつかめない。障害種別に関わらず、個々の障害のある人は、幼い頃からどこにも属せない孤独感、自己信頼の低さ、対人関係に対する恐怖感等を抱えている。それを私は「独りぼっちの原風景」と呼んでいる。そしてこの「原風景」こそが、本人の心と身体にひずみを起こし、生活環境や対人関係にストレスを生じさせることで、様々な障害を生み出していると考えている。

2. 本人の意思決定について

本人の孤独な取り組みだけでは、この「原風景」に向き合ったり、癒したりはできないと思う。現実の社会の中で、福祉や医療の専門家に一方的に自分の生き方を決めてもらうのではなく、また孤独な自己選択と自己決定に放り出されるのでもなく、障害のある人が多くの仲間や健常者との関係を持ちながら、周囲の人たちと頭を突き合わせて悩みながら自らの生き方を選び、意思を決めていく関係が必要なのではないか。その営みの中で本人が自分の弱さをさらけ出すことで、初めて自己信頼を回復し、対人関係にも信頼感を取り戻すことができるのではないだろうか。障害のある人への支援は、単なる制度やシステムの変更だけで対応できるものではないと思う。

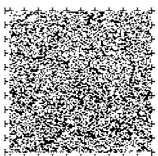
3. 支援者に求められること

支援者は障害のある人の意思決定について、本人とともに悩みながら一緒に答えを一つ一つ出していく関係であってほしい。また、既存の社会資源を組み合わせることのみに満足することなく、本人の生活の可能性を切り開くために、積極的に新たな社会資源を生み出す取り組みも担ってほしい。さらに本人と家族に寄り添いながら、障害のある人への支援の出発点を絶えず確認し合える関係であってほしい。



世田谷区自立支援協議会
副会長(当時)小佐野彰氏

～ 平成26年1月14日 自立支援協議会主催シンポジウムでの講演より ～



(2) 地域生活を支援するための居住支援と地域支援の一体的な推進

① 現状と課題

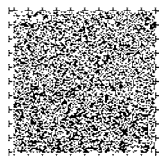
- 入所施設や精神科病院等からの地域移行は、病院や施設所在地のグループホーム等に移行することが多くなっており、区としてもニーズ把握が必要となっています。
- 地域生活を支える居宅サービス等の支援の充実が望まれています。家族との生活ではレスパイトのための支援（短期入所等）の充実が課題となっています。
- 障害の程度が重い方も安心して地域生活を送るため、医療的ケアへの対応や緊急時の対応、夜間の見守り体制の確保等が求められています。
- 希望する生活スタイルに合わせた住まいの場や日中活動の場など、安心して地域生活を続けられる基盤の確保が必要です。

② 今後の方向性

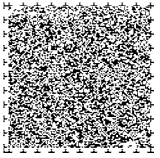
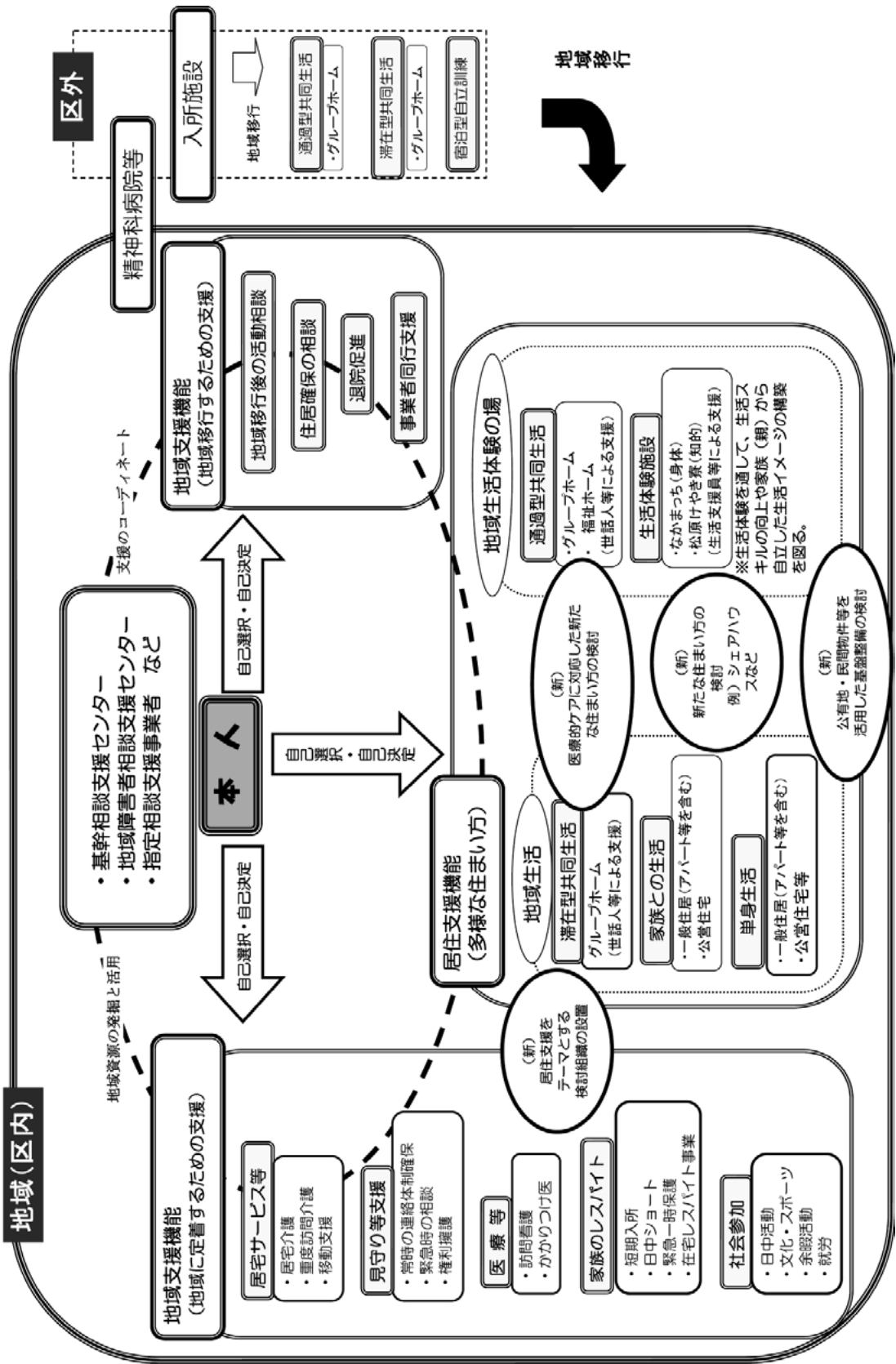
- 地域生活を支えるための介護や見守りのサービス基盤の充実を図り、住まいの場や日中活動の場を確保するための整備手法や多様な住まい方等について検討します。
- 区内の多様な住まい方を支える居住支援及び地域移行・地域定着のための地域支援を一体的に推進するため、基幹相談支援センター等の相談機関が、ケアマネジメントの手法を活用しながら、様々なサービスをつなぎ、必要な支援を適切にコーディネートする仕組みを構築します。

③ 主な取組み

- 入所施設や精神科病院等の利用者への訪問面接などを通じ、自己選択、自己決定を前提とした地域生活へのニーズを把握していきます。
- 住居の確保のための同行支援など地域生活への移行に向けた支援を行うとともに、移行後も安心して相談を受けられる相談支援体制の整備に取り組みます。
- 重度の知的障害や精神障害等意思決定に支援を要する方の地域生活を支えるため、成年後見制度や権利擁護事業の活用を促進します。
- 安心して地域での生活が続けられるよう、居宅介護や短期入所等の充実を図ります。
- グループホーム等の住まいの場や日中活動の場を確保するため、公有地・民間物件等を活用した基盤整備について検討を進めます。
- 多様な住まい方を支援するため、シェアハウス等の新たな住まい方を検討します。
- 「居住支援」をテーマとする検討組織を設置します。
- 医療的ケアの必要な方の在宅生活を支援するため、医療との連携、訪問看護ステーションなどの活用を進めます。



地域生活を支援するための居住支援と地域支援の一体的な推進



コラム 精神科病院からの地域移行について

都内の精神科医療機関に入院している世田谷区民は、平成24年度の統計で934人、うち、1年以上の長期入院患者は488人となっています。(資料編103ページ参照)病状が安定し、入院の必要がなくなった世田谷区民が精神科病院等から退院し、安心して地域で生活できるよう、「地域移行」を促進する様々な取組みが行われています。

<精神障害者地域移行促進事業>

相談支援事業所等に所属する「地域移行コーディネーター」が、精神科病院に入院中の精神障害者に対する退院に向けた動機付けの支援や、地域移行・地域定着に関する普及啓発等を行うとともに、精神科医療機関及び精神障害者を支える地域の関係機関との連携を強化し、精神障害者の地域生活に関する体制作り等の支援を行います。また事業の実施にあたっては、ピアサポーターの育成及びピアサポート活動を活用しています。東京都が都内の6事業所に委託して実施しています。

<セーフティネット支援対策退院促進事業>

精神保健福祉士がコーディネーターとなり、福祉事務所と連携し、生活保護受給者で本事業の対象とした精神障害者が退院する際に、対象者の地域生活における状況確認や関係機関との調整、住居の確保に関する情報提供、相談支援を実施しています。世田谷区が区内の事業所(1か所)に委託して実施しています。

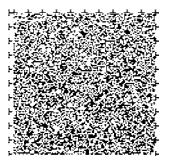
<世田谷区自立支援協議会地域移行部会>

障害者の自立を支援するため、障害者総合支援法に基づいて設置されている「世田谷区自立支援協議会」には、専門部会として「地域移行部会」を設置しています。病院職員、相談支援事業者、地域活動支援センター、区職員等が部会に所属し、精神科病院に入院している方が地域で生活できるように、年4回、情報共有の他、様々な意見交換を行っています。活動内容は、区のホームページにも掲載しています。

トップページ > くらしのガイド > 福祉・健康 > 地域保健福祉 > 保健福祉に関する審議会・委員会等 > 世田谷区自立支援協議会地域移行部会

<障害者総合支援法に基づく相談支援>

また、障害者総合支援法に基づいて行われる相談支援事業として、「地域移行支援」(入所施設や精神科病院等を退所あるいは退院する障害者に対して、住居の確保や地域における生活に移行するための支援を行う)や「地域定着支援」(居宅において単身で生活する方等に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に対応する)があります。これらの事業は、支援を必要とする障害者が、障害福祉サービスの個別給付として、事業者(指定一般相談支援事業者)と契約を結んで利用します。



(3) ライフステージに応じた多様な社会参加

① 現状と課題

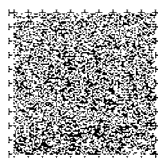
- 障害者（児）の社会参加を支援するため、移動支援やコミュニケーション支援、ユニバーサルデザイン推進条例に基づく取組みなど様々な支援を実施していますが、自分らしい生き方を実現するため、地域・学校・企業等の障害理解の促進や自己選択・自己決定ができるよう、様々な社会参加の機会や場の確保が必要です。
- 医療との連携、居場所や日中活動の場の確保、教育と福祉の連携、多様な働き方などにこれまでも取り組んでいますが、これらの取組みをより一層充実させ、さらに、ライフステージに応じて本人やその家族に寄り添って自分らしい生き方を支援する相談支援の充実が必要です。

② 今後の方向性

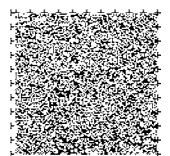
- 障害者（児）が自分らしい生き方を実現できるよう、差別をなくし合理的配慮やユニバーサルデザインを推進するなど、社会参加の機会を拡充していきます。
- 障害者（児）の社会参加を促進するため、乳幼児期から高齢期までライフステージを通して支援するとともに、相談支援により支援のコーディネートを行います。

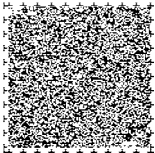
③ 主な取組み

- 障害があることによる差別的な取扱いをなくし、すべての区民が行政サービスを利用できるように、区の施設や印刷物、窓口等におけるユニバーサルデザインを推進し、必要な配慮を行います。また、区内事業者への情報提供や働きかけも進めていきます。
- 子どもや保護者が、乳幼児期から必要な支援につながるよう、乳幼児健診後のフォロー体制を強化するなど、保護者の気づきを促す取組みを充実します。
- 重度障害児の地域生活を支えるため、医療との連携した支援が乳幼児期から行えるよう、支援の仕組みを検討します。
- 福祉と教育が連携し、就学や進学などライフステージが変わる際に、それまで蓄積された支援情報や成果が引き継がれるよう支援します。また、インクルーシブ教育システムの構築など国や都の新たな施策動向に対応しながら、特別支援教育の取組みを進めます。
- 子どもの放課後の居場所について、放課後等デイサービスと新 BOP（BOP・学童クラブ）との役割分担を行い、卒業まで一貫した効果的な支援で、自立を促進するとともに、身近な場所で提供できる体制を整備します。
- 配慮が必要な子どもが、保育所や学校などに安心して通うことができるよう、子どもに関わる支援者の理解の促進や対応スキルの向上に取り組めます。



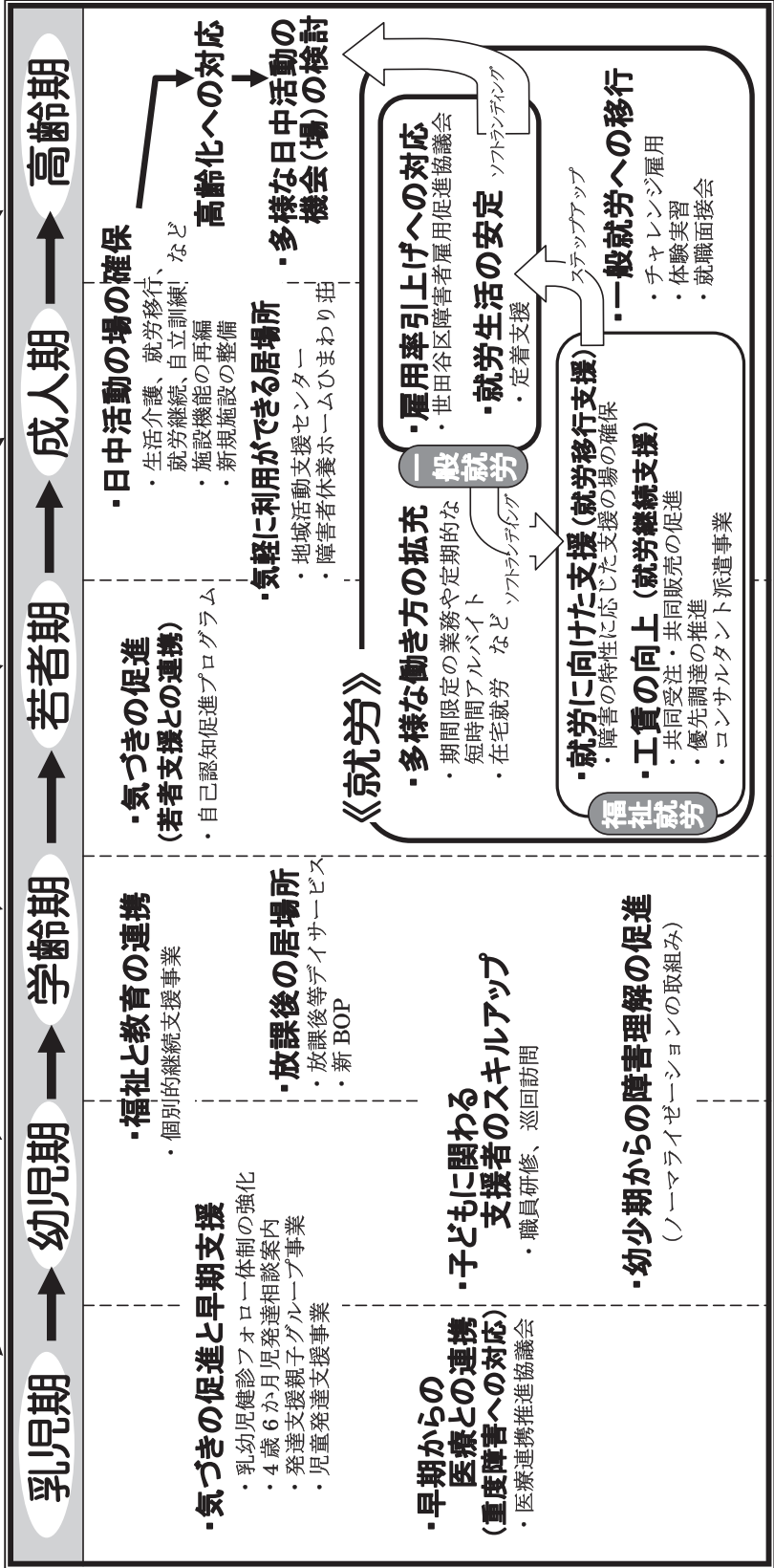
- 地域や学校において、子どもたちが様々な人と出会い、ともに育つ機会を創出するなど、幼少期から障害理解を促進していきます。
- 社会性やコミュニケーション等の問題により生きづらさを抱える若者に対し、若者支援施策と連携して、本人への気づきを促す取組みを実施します。
- 定期的な通所が難しい方に対応するため、気軽に利用できる居場所の確保について検討を行います。
- 住み慣れた地域で充実した生活を送ることができるよう、施設機能の再編や新規施設の整備による多様な場の確保に取り組めます。
- 障害者の高齢化に対応した日中活動の場を確保するため、障害福祉及び介護保険サービス、その他障害者休養ホームひまわり荘など法外のサービスも含め、本人が選択できるよう多様な社会参加の機会（場）について検討を行います。
- 就労支援施設から一般企業等への就労への移行を推進するため、施設職員の支援力強化に向けた研修や利用者プログラムの充実に取り組めます。
- 就労意欲の向上、成功体験の蓄積、適職の見極め等のため、体験実習やチャレンジ雇用の場の拡充に取り組めます。
- 障害種別や障害特性にあわせた、きめ細かい就労支援の充実を図ります。
- 一般企業等で働く障害者が、安心して働き続けられるよう、職場定着支援や相談支援の充実、仲間との交流や余暇活動の場の確保に取り組めます。
- 就労障害者の高齢化や体力の低下により、本人の状況に合わせた働き方や日中活動の場にソフトランディングする仕組みを検討します。
- 障害者の法定雇用率の引き上げや、雇用が義務付けられる事業所の拡大、精神障害者の雇用義務化に対応するため、世田谷区雇用促進協議会の活動を強化して、企業に対する障害理解と雇用促進に取り組めます。
- 身近な企業等と連携し、在宅就労やイベントなどの期間限定の業務への従事、定期的な短時間アルバイトなど、本人の特性に合わせた多様な働き方の拡大を図ります。
- 世田谷区障害者優先調達推進方針に基づき、庁内から障害者就労支援施設への物品、役務の発注のさらなる促進に取り組めます。
- 官公庁や民間事業所からの大量発注への対応、施設製品の販売拡大のため、作業所等経営ネットワークを活用した共同受注、共同販売の仕組みを確立し、施設で働く障害者の工賃向上に取り組めます。





ライフステージに応じた多様な社会参加

自分らしい生き方



社会参加の促進

コラム 世田谷区の就労支援

区では、障害のある方が安心して自立した生活を継続できるよう、障害者の就労支援に取り組んでいます。ここでは区におけるこれまでの障害者就労支援の取組みを紹介いたします。

1. 「すきっぷ」の開設

「すきっぷ」は、知的障害者の社会参加と自立を図るため、日常生活習慣や労働習慣を身につけ、一般企業等への就労を促進することを目的とした就労支援施設として平成10年4月に開設しました。この事業は先駆的な取組みとして全国から注目を集め、後に制定された障害者自立支援法（現障害者総合支援法）に基づく就労移行支援事業所のモデルとなっています。平成11年4月には「すきっぷ就労相談室」（障害者就労支援センター）が開設し、現在は「すきっぷ分室クローバー」「すきっぷ分室そしがや」と3所一体となって就労相談から職場定着支援、生活支援まで一貫した支援を行っています。開設から現在までの就労者は450人以上にのぼっており、多くの方が様々な職場でいきいきと働き続けています。

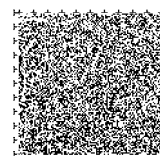
2. 世田谷区雇用促進協議会

世田谷区雇用促進協議会は平成15年11月、地域の産業団体、特別支援学校、区、ハローワーク、関係機関、福祉施設等の連携により地域における障害者雇用の促進を図ることを目的に設立されました。障害者雇用促進法の改正等により、企業における障害者雇用のニーズが高まる中、ハローワーク渋谷と連携して平成22年度より、企業向け連続講座「障害者雇用支援プログラム」（障害者施設、特別支援学校の見学、企業による雇用事例発表会など）を実施しています。企業からの参加者も年々増加し、このプログラムを通して実際に障害者雇用が進んだ事例も増えています。

3. 法改正を背景とした支援の充実

平成18年4月の障害者自立支援法の施行により、身体・知的・精神の3障害のサービスが一元化され、平成22年12月には発達障害者が障害者自立支援法の対象になることが明確化されました。また、障害者雇用促進法の改定による法定雇用率の引き上げや、精神障害者の雇用義務化に向けた動きなど、障害者雇用を取り巻く環境は大きく変化しています。

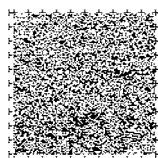
区では平成16年から、障害者就労支援センター「しごとねっと」が精神障害者の就労支援を行っており、平成27年3月には、発達障害者を対象とした障害者就労支援センター「ゆに（UNI）」も開設しました。区では今後も障害特性に応じた支援を拡充するとともに、「すきっぷ」「しごとねっと」「ゆに（UNI）」の3つのセンターが相互に連携して、就労支援の拡大に取り組んでいきます。



6. 第4期障害福祉計画における成果目標

国と都の基本方針に基づき、平成29年度を目標年度とし、計画の実施により達成すべき基本的な目標である「成果目標」を設定します。

成果目標	活動指標
<p>(1) 施設入所者の地域生活への移行（継続）</p> <p>○障害者等の自立支援と地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（施設入所者）のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、地域生活に移行する者の数値目標を設定する。</p> <p>① 地域生活移行者の増加</p> <p>② 施設入所者の削減</p>	<p>○当該成果目標を踏まえ、以下の障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標）を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活介護の利用者数、利用日数 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 就労移行支援の利用者数、利用日数 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数 共同生活援助の利用者数 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数 施設入所支援の利用者数※施設入所者の削減
<p>(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行</p> <p>○精神科病院からの退院及び地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため精神障害者の退院に関する目標値として都道府県が定める。</p>	<p>○都道府県の成果目標を踏まえ、以下の障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標）を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数 就労移行支援の利用者数、利用日数 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数 共同生活援助の利用者数 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
<p>(3) 障害者の地域生活の支援（新規）</p> <p>○障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた視点に立ち、地域において求められている相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を強化する。</p> <p>・地域生活支援拠点の整備（平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備する）</p>	
<p>(4) 福祉施設から一般就労への移行（整理・拡充）</p> <p>○福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業の利用者数に関する目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 就労移行支援事業の利用者の増加 就労移行支援事業所の就労移行率の増加 	<p>○当該成果目標を踏まえ、以下の障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標）を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援の利用者、利用日数 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）



（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成25年度末時点の施設入所者は、439人です。（資料編103ページ参照）

障害者等の自立支援と地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（施設入所者）のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

第4期障害福祉計画の主要テーマ（２）地域生活を支援するための居住支援と地域支援の一体的な推進（69ページ参照）の実践等を通じて、地域生活への移行を進めていきます。

《成果目標》

① 地域生活移行者の増加

第1期～第3期計画期間における地域生活移行者の最大数（第1期：30人）を踏まえ、平成29年度末までに、施設入所者のうち30人が地域生活へ移行することを目標とします。

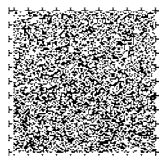
② 施設入所者の削減

地域生活への移行等による施設退所者がいる一方で、施設入所の希望者もいます。こうした実情を踏まえ、平成29年度末の施設入所者数が、平成25年度末時点の施設入所者数である439人を超えないことを目標とします。

（２）入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院からの退院及び地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、精神障害者の退院に関する目標値を都道府県が定めます。国の基本方針に基づき、現在までの実績等を考慮し、**東京都が成果目標を設定します。**

なお、平成24年6月現在、1年以上東京都内の精神科病院に入院しており、入院前の住所地が世田谷区である方は488人です。（資料編103ページ参照）



(3) 障害者の地域生活の支援

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた視点に立ち、地域において求められている相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を強化します。入所施設からの地域移行者と、精神科病院からの地域移行者の地域生活の支援も踏まえて、区内の施設・事業者の有機的な連携による仕組みを構築していきます。

《成果目標》

地域生活支援拠点の整備

平成29年度末までに、区内に存在する施設・機関を有機的に繋ぎ、それぞれの機関が分担して機能を担うことにより、世田谷区全体として、障害者の地域生活を支援する以下の5つの機能の充実を図り、利用できる体制を整えていきます。

1 相談（地域移行、親元からの自立等）

指定一般相談支援事業者は、地域移行支援・地域定着支援について、地域生活への移行を希望する障害者への障害福祉サービスの個別給付として対応します。

2 体験の機会・場（ひとり暮らし・グループホーム等）

身体障害者自立体験ホームなかまっち、松原けやき寮の体験入居機能を活用します。また、今後整備するグループホームの一部に地域移行・自立体験に向けた体験入居用の居室の併設を図ります。

3 緊急時の受入・対応

短期入所（ショートステイ）、緊急短期入所の整備を進めていきます。

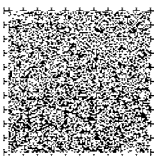
4 専門性

基幹相談支援センター、福祉人材育成・研修センターが、研修等を通して人材の育成を行います。

5 地域の体制づくり等

区は、現在の施設入所者について、地域生活への移行を希望するニーズの把握を行います。

入所施設から地域へ移行した障害者の数や内容を含めて、各エリアの自立支援協議会における情報共有を行い、地域の体制づくり等の関係者ネットワークを強化していきます。



（４）福祉施設から一般就労への移行等

区ではこれまで、積極的に障害者の就労支援を行ってきました。平成24年度の福祉施設から一般就労への移行者は116人、平成25年度の就労移行支援事業の利用者は平成26年3月末時点で170人と、いずれも高い実績をあげています。また、就労移行支援事業所において、就労移行率が3割を超える事業所は、18か所中6か所（33.3％）に達しています。

区内企業等と連携し、就労を希望する障害者と企業双方のニーズの把握とマッチングにより、身近な地域における多様な働き方を拡大しつつ、各種就労支援施策の実践を通じて、福祉施設から一般就労への移行等を進めていきます。また、就労移行支援事業の更なる充実に向け、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

《成果目標》

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

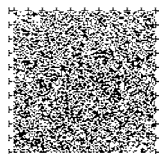
各種の就労支援施策の実践を通じ、平成29年度の福祉施設から一般就労への移行者について、130人を目標とします。

② 就労移行支援事業の利用者の増加

就労を希望する障害者のニーズ把握等により、平成29年度の就労移行支援事業の利用者について、205人を目標とします。

③ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

施設種別の整理や、積極的な就労移行支援を行い、利用者の就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合を、平成29年度に全事業所の5割（50％）以上とすることを目標とします。



7. 第4期障害福祉計画における活動指標等

第4期障害福祉計画における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービス、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、サービス及び事業の見込量を、定期的な状況確認を行う「活動指標」として設定します。（76ページ参照）

各サービス等について、実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策を定めます。

（1）障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づく訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援について、実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策を定めます。

基本的な考え方

国の基本指針に沿って、障害者が安心して日々の生活を送れるよう、障害福祉サービスの見込量を設定します。

① 訪問系サービス

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

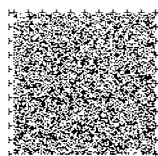
利用実績及び利用者数をもとに、サービス見込量を設定します。サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

ア 居宅介護

○自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

イ 重度訪問介護

○重度の肢体不自由者又は知的・精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常時介護が必要な人への自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。



ウ 同行援護

○視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。

エ 行動援護

○自己判断能力が制限されている人への危険回避のために必要な支援、外出支援を行います。

オ 重度障害者等包括支援

○特に介護が必要な人への居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

② 日中活動系サービス

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

利用実績及び利用者数を基に、区内の公有地活用や事業の法内化等による生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（B型）、短期入所の基盤増や、特別支援学校の卒業等に伴う新たなサービス利用者を勘案して、見込量を設定します。計画に基づき着実に施設を整備することにより、見込量の確保を図ります。

ア 生活介護

○常時介護が必要な人への昼間の入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。

イ 自立訓練（機能訓練）

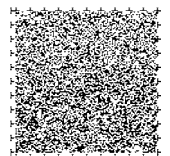
○自立した日常生活や社会生活ができるよう、リハビリテーションや地域生活を営む能力の向上を目的に必要な訓練等を行います。

ウ 自立訓練（生活訓練）

○自立した日常生活や社会生活ができるよう、入浴、排せつ及び食事等に関する日常生活能力を向上するための支援等を行います。

エ 就労移行支援

○一般就労等を希望し、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害者に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。



オ 就労継続支援（A型）

○一般就労が困難な人で、雇用契約に基づく就労が可能な人に働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。

カ 就労継続支援（B型）

○雇用契約に基づく就労が困難な人に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。

キ 療養介護

○医療と常時介護が必要な人への医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話を行います。

ク 短期入所（ショートステイ）

○日常介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）の施設での入浴、排せつ、食事の介護などを行います。（※新たに障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」に分類されます）

③ 居住系サービス

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

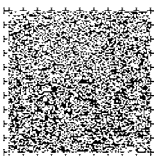
利用実績及び利用者数を基に、グループホームの利用希望や精神科病院等からの地域生活への移行を勘案して、見込量を設定します。区内の公有地活用等によるグループホームの整備に取り組み、見込量の確保を図ります。

ア 共同生活援助（グループホーム）

○夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴・排せつ・食事の介護等を行います。（※新たにグループホーム事業者が自ら行う介護サービス包括型（現行ケアホーム型）と、外部の居宅介護事業所に委託する外部サービス利用型とに分類されます）

イ 施設入所支援

○施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。



④ 相談支援

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス利用状況や、地域生活への移行を勘案して見込量を設定します。相談支援事業者の参入促進や相談支援人材の確保・育成に取り組み、見込量の確保を図ります。

ア 計画相談支援（個別計画作成）

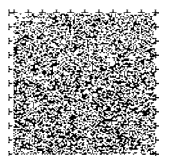
- サービス利用支援：障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。
- 継続サービス利用支援：サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。

イ 地域移行支援

- 施設や精神科病院、保護施設、矯正施設に入所、入院されている方に対して、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する支援を行います。

ウ 地域定着支援

- 居宅において単身で生活する方等に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に対応します。

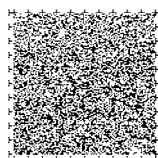


第4期障害福祉計画 障害福祉サービスの見込量(1ヶ月あたり)

サービス名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス	居宅介護			
	重度訪問介護	69,634	71,271	72,930
	同行援護			
	行動援護	時間分/月	時間分/月	時間分/月
	重度障害者等包括支援	利用者数 1,036 人/月	利用者数 1,054 人/月	利用者数 1,073 人/月
日中活動系サービス	生活介護	22,200 人日分 1,110 人/月	22,660 人日分 1,133 人/月	22,960 人日分 1,148 人/月
	自立訓練 (機能訓練)	240 人日分 30 人/月	240 人日分 30 人/月	240 人日分 30 人/月
	自立訓練 (生活訓練)	666 人日分 74 人/月	666 人日分 74 人/月	666 人日分 74 人/月
	就労移行支援	2,850 人日分 190 人/月	2,955 人日分 197 人/月	3,075 人日分 205 人/月
	就労継続支援 (A型)	782 人日分 46 人/月	850 人日分 50 人/月	918 人日分 54 人/月
	就労継続支援 (B型)	15,495 人日分 1,033 人/月	15,930 人日分 1,062 人/月	16,365 人日分 1,091 人/月
	療養介護	64 人/月	64 人/月	64 人/月
	短期入所(福祉型)	2,076 人日分 346 人/月	2,112 人日分 352 人/月	2,148 人日分 358 人/月
	短期入所(医療型)	168 人日分 28 人/月	180 人日分 30 人/月	192 人日分 32 人/月
	サービス 居住系	共同生活援助 (グループホーム)	317 人/月	338 人/月
施設入所支援		439 人/月	439 人/月	439 人/月
相談支援	計画相談支援 (個別計画作成及びモニタリング)	317 人/月	643 人/月	652 人/月
	地域移行支援	5 人/月	5 人/月	5 人/月
	地域定着支援	17 人/月	17 人/月	17 人/月

見込量の記載方法：1ヶ月あたりの利用人数及びサービス量を記載。

※第3期までは、1ヶ月あたりの利用人数及び利用日数を記載。(80ページ参照)



(2) 児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービス

児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスについて、実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策を定めます。

① 障害児通所支援

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

利用実績をもとに、今後の新規利用者数を勘案し、見込量を設定します。法改正後、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて営利法人が事業所を開設し、量的な拡大が図られていることから、質の確保に留意しつつ、身近な地域で支援が受けられるよう、引き続き充実を図り、見込量の確保を図ります。

ア 児童発達支援

○療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

イ 放課後等デイサービス

○小学校から中学、高校までの学校に通う障害児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

ウ 保育所等訪問支援

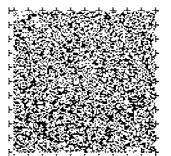
○児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障害児本人や保育所等のスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

エ 医療型児童発達支援

○肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。

② 障害児相談支援

○児童の保護者から依頼を受けた指定障害児相談支援事業者が、支給決定前に「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行い、「障害児支援利用計画」の作成を行います。また、一定期間ごとに支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。

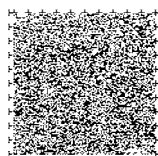


第4期障害福祉計画

児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスの見込量(1ヶ月あたり)

サービス名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1)障害児通所支援			
児童発達支援	3,870 人日分	4,257 人日分	4,683 人日分
	1,290 人/月	1,419 人/月	1,561 人/月
放課後等デイサービス	3,192 人日分	3,414 人日分	3,654 人日分
	532 人/月	569 人/月	609 人/月
保育所等訪問支援	3 人日分	3 人日分	3 人日分
	3 人/月	3 人/月	3 人/月
医療型児童発達支援	90 人日分	90 人日分	90 人日分
	9 人/月	9 人/月	9 人/月
(2)障害児相談支援			
障害児相談支援	305 人/月	333 人/月	363 人/月

見込量の記載方法：1ヶ月あたりの利用人数及びサービス量を記載。



(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業について、各事業の実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策について定めます。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

第3期までの利用実績と、今後の利用者数を勘案して見込量を設定します。利用者のニーズに合わせて事業の充実を図り、見込量の確保に務めます。

【必須事業】

① 理解促進研修・啓発事業

○地域住民への働きかけを強化することにより、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

② 自発的活動支援事業

○障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

③ 相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

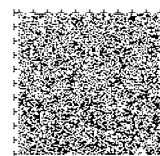
○相談支援事業として、福祉サービスに係る情報の提供、地域での生活をしていくための支援、権利擁護のための必要な援助、専門のサービス提供等を行います。

イ 基幹相談支援センター等機能強化事業

○基幹相談支援センター等への専門職員の配置によりその機能の強化を図るとともに、総合的・専門的な相談支援（困難ケースの対応等）、地域の相談支援の強化、地域移行・地域定着の促進の取り組み、就労・就業についての障害者・事業者への支援、権利擁護・防止、自立支援協議会の運営に関することなどに取り組みます。

ウ 住宅入居等支援事業

○賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行います。



④ 成年後見制度利用支援事業

○障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ります。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

○障害者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

⑥ 意思疎通支援事業

○聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。また、区役所や関係機関への手話通訳者の設置を推進します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

○日常生活用具給付等事業は在宅の重度障害者などを対象に、日常生活上の困難を解消するための用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修）を給付します。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

○意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

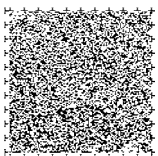
⑨ 移動支援事業

○移動が困難な障害者（児）が充実した日常生活を営むことができるよう、ヘルパーを派遣し、社会参加等に必要な外出時の支援を行います。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

○地域活動支援センターⅠ型事業所において、相談支援や専門職員（精神保健福祉士等）による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を行います。

○地域活動支援センターⅡ型事業所において、雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。



⑪ 任意事業

ア 福祉ホームの運営

○家庭環境、住宅事情等の理由により、家庭で生活することが困難な障害者を対象に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

イ 訪問入浴サービス

○ヘルパー対応では入浴が困難で、かつ施設にも通所できない重度障害者を対象に、入浴車による訪問入浴サービスを提供します。

ウ 日中一時支援

○身体障害者、知的障害者等が、介護者（家族）に何らかの理由で介護を受けられない場合、日中に施設で一時的に預かり、日帰りでの短期入所サービスを行います。

エ 地域移行のための安心生活支援

○緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保します。また、地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供します。

オ 巡回支援専門員整備

○発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

カ 点字・声の広報等発行

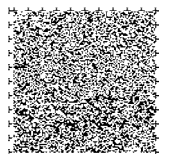
○視覚障害者に対して、社会生活上必要な情報を点字、テープ及びデージーにより提供することにより、視覚障害者の社会参加を促進します。

キ 自動車運転免許取得・改造助成

○心身障害者が自動車運転免許を取得する際、また、購入または所有する自動車に、アクセル、ブレーキなどの改造が必要な場合、費用の一部を助成します。

ク 更生訓練費給付

○就労移行支援事業又は自立訓練事業の利用者で、障害福祉サービスに係る利用者負担額が生じないか、それに準ずると区が認めたものに対し、訓練のための経費及び通所のための経費を支給し社会参加の促進を図ります。



第4期障害福祉計画 地域生活支援事業の見込量(1年あたり)

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1)理解促進・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有
(3)相談支援事業				
①障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	5 箇所	5 箇所	5 箇所
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
(4)成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	1 人	1 人	1 人
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
(6)意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数	195 件	216 件	240 件
②手話通訳者設置事業	実設置見込み者数	5 人	5 人	5 人
(7)日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	72 件	72 件	72 件
②自立生活支援用具	給付等見込み件数	148 件	148 件	148 件
③在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	116 件	116 件	116 件
④情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	178 件	178 件	178 件
⑤排泄管理支援用具	給付等見込み件数	909 件	909 件	909 件
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付等見込み件数	25 件	25 件	25 件
(8)手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)	312 人	312 人	312 人
(9)移動支援事業	実利用見込み者数	1,259 人	1,347 人	1,405 人
	延べ利用見込み時間数	167,270 時間	174,692 時間	182,444 時間
(10)地域活動支援センター				
①地域活動支援センター(I型)	実施見込み箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	実利用見込み者数	40 人	40 人	40 人
②地域活動支援センター(II型)	実施見込み箇所数	1 箇所	0 箇所	0 箇所
	実利用見込み者数	20 人	0 人	0 人
(11)任意事業				
①福祉ホームの運営	実利用見込み者数	20 人	20 人	20 人
②訪問入浴サービス	実利用見込み者数	96 人	96 人	96 人
③日中一時支援	実施見込み箇所数	9 箇所	9 箇所	9 箇所
	実利用見込み者数	3,100 人	3,250 人	3,400 人
④地域移行のための安心生活支援		3 室	3 室	3 室
⑤巡回支援専門員整備		560 回	560 回	560 回
⑥点字・声の広報等発行	実利用見込み者数/年	448 人(部)	593 人(部)(※)	448 人(部)
⑦自動車運転免許取得・改造助成	実利用見込み者数	20 人	20 人	20 人
⑧更生訓練費給付	実利用見込み者数	64 人	60 人	56 人

※ 平成28年度については、隔年発行の広報物(「障害者のしおり」)を含む。

